

日時 平成 30 年 12 月 14 日（金）

場所 特許庁 7 階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会
第 10 回意匠制度小委員会 議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 議事の運営等について	1
3. 意匠制度の見直しに向けた報告書案提示	2
4. そ の 他	23
5. 閉 会	23

開 会

○川上制度審議室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第10回意匠制度小委員会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます特許庁制度審議室長の川上でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入るに際しまして、御発言をいただく際、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、なるべく口元を近づけて御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、田村委員長をお願いしたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

本日は、柴田委員、白髪委員、林千晶委員が御欠席、そして、鷺田委員からは少し遅れるという御連絡をいただいております。

議事の運営等について

○田村委員長 続きまして、具体的な審議に先立ち、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 まず、本日の委員会でございますけれども、全委員数14名のうち11名、鷺田委員が来られましたら11名の委員の皆様の出席をいただいております。産業構造審議会運営規程第13条6項の全委員数の過半数以上の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能でございます。

次に配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきましては、議事次第・配付資料一覧、委員名簿、そのほか資料1、産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて(案)、以上の3種類のデータにつきましてはタブレットで御覧いただきまして、座席表とタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配付することにさせていただきます。タブレットの使用方法につきましては、「タブレットの使い方」を御覧いただければと思います。

なお、本会議は、原則として公開とします。また、配付資料、議事要旨、議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします

○田村委員長 ありがとうございます。

意匠制度の見直しに向けた報告書案提示

○田村委員長 それでは、議題「意匠制度の見直しに向けた報告書案提示」につきまして、資料1、産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）をもとに事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○川上制度審議室長 それでは、お手元の資料1を御覧ください。前回、方向性を示させていただきましたけれども、これに沿って報告書の案という形で整理をさせていただいております。

まず最初、これまでの小委員会の開催経緯、それから委員の名簿を付けさせていただいております、その後に目次がございます。

まず、最初に「はじめに」ということで、今回の検討の経緯、背景について整理をさせていただいております。

近年、AI や IoT といった技術が浸透する中で、デザインを中心に据えた戦略の重要性がますます高まっているということ。それから、このデザインというものは、企業が顧客のニーズを利用者視点で見極めて新しい価値を創造するという、イノベーション創出のための極めて重要な手段であるということ。それから、競争が激化する世界市場において優位に立つためには、製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めることが非常に重要となっている。まず、こういった整理をさせていただいております。

このような中で、特許庁・経済産業省におきましては、平成29年7月に「産業競争力とデザインを考える研究会」を立ち上げまして、今年の5月に「デザイン経営宣言」という形で報告書を取りまとめたということでございまして、この中で、政府が意匠制度を拡充し、我が国企業のデザイン戦略を後押しすることが必要である、こういった提言が盛り込まれているということでございます。

政府といたしましても、「知財推進計画2018」、「未来投資戦略2018」の中で意匠制度の在り方を検討していくことを表明してございます。この意匠制度小委員会において、今年の8月以降、意匠制度の在り方について審議を進めてきて、この審議内容を取りまとめて

提言するといった位置づけについて、まず触れさせていただいております。

次の2ページでございますけれども、画像デザインの保護について整理させていただいております。

まず、これまでの画像デザインの見直しの経緯について整理させていただいております。意匠法における意匠の定義というのは、「物品」の形状等ということで、意匠法は原則として物品の形状等を保護対象としている中で、画像デザインの保護ニーズが高まり、これまで、この物品の形状等の保護の範囲内で画像デザインの保護が図られるように見直しを進めてきたということでございます。

簡単に経緯でございますけれども、平成10年の意匠法改正の中で部分意匠制度が導入されまして、ここで物品の表示画面というのを部分意匠として登録することが可能になったということでございます。ここで保護対象とされたのは、それがなければ物品自体が成り立たない画像デザインに限定をされていたわけでございますけれども、これが平成23年の審査基準改訂におきまして、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、あらかじめ物品に記録された画像というのが保護対象であることが明確化されたということについて触れさせていただいております。それから、こういった表示画像に加えまして、平成18年の意匠法改正におきまして2条2項というのが新設されまして、その中で操作画像というのが意匠法の保護対象に追加をされたわけでございますけれども、この改正によって保護対象に追加されたのは、物品に表示される操作画像に限定されていたということを整理しております。こういった形で、いずれの画像につきましても、当初は、物品にあらかじめ記録された画像ということで保護対象が限定されていたわけでございますけれども、平成28年の審査基準改訂の中で、物品に後からインストールされたソフトウェアやアプリ等の画像について保護対象に追加されたということもございます。しかしながら、ネットワークを通じて提供される画像等、物品に記録されていない画像については、引き続き保護対象外とされた、こういった経緯をまず整理させていただいております。

それから、こういった物品と意匠の関連性を強く求める中で画像デザインの保護を図ってきた方法については、近年、そういった制約が実態と合わなくなっていることについて触れさせていただいております。その例といたしましては、1つはグラフィカルユーザーインターフェースの役割が大きくなっている中で、そのグラフィカルユーザーインターフェースの表示場所が、物品に限らず壁や人体にまで拡大するなど多様化しており、その表示場所が物品でないということで、今、意匠法の保護対象外になっていることについて、

まず触れさせていただいております。それから近年、サーバーからネットワークを通じて端末等に直接様々なサービスを提供するようなクラウドサービスが浸透している中で、こういった画像についても、物品に記録されていないことをもって保護対象外となっています。

諸外国を見ましても、アメリカ、欧州、中国、韓国においては、画像が物品に記録されていることが意匠の保護対象において要件とされていないということ。それから、アメリカ、欧州においては、物品以外の場所に投影される画像についても幅広く保護対象とされているということで、こういった状況を踏まえると、操作画像、表示画像については、画像が物品に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当であると考えられるという形で整理させていただいております。他方で、壁紙等の装飾的な画像や、映画・ゲームといったコンテンツ画像については、画像が関連する機器等の機能に関係がなく、機器等の付加価値を直接高めるものではないということで保護対象に追加しないこととすべきであるといった整理をさせていただいております。

その後、これまで示された懸念点について簡単に整理しておりまして、まず、いわゆる共通化領域における画像デザインにつきまして、これは意匠登録すべきでないといった御意見もございました。こちらについては、新規性や創作非容易性により拒絶されることが想定されることと、特定の機能を確保するために不可欠な画像デザインであれば、意匠法の5条3項で拒絶されるということをございまして、こういった点について審査基準等を通じて明らかにすることを検討する必要があるという形で整理しております。

それから、こういった画像デザインの保護を拡充することで、クリアランス負担が増大するという懸念の声もございました。これについては、まず画像意匠の権利範囲については、その画像が関連する機器等の機能により、一定の限定がかかるようにすることが考えられるということです。その中で、画像意匠の出願に際して、その画像の用途が分かるように記載させることで機器等の機能と画像との関係について確認する、こういったことが考えられるのではないかという形で書かせていただいております。併せて、画像意匠のための意匠分類を、より効率的な検索に資するように改正して、今、INPIT が提供しております画像意匠公報検索支援ツール、Graphic Image Park といった中でも活用できるようにするというので、登録された画像意匠をより効率的に検索できるような工夫を図って、その活用を促進することでクリアランスの負担の軽減に努めていくことが適当であるといった形で整理をしております。

それから、意匠の実施行為の部分について、今回、画像の保護を拡充することに併せて見直す必要があるのではないかという点について記述させていただいております。3ページの一番下でございますけれども、具体的に、例えば意匠登録された画像がアプリに用いられる場合、当該アプリを作成する行為、ネットワークを通じて提供する行為、端末で使用する行為、これらの行為については、それぞれ実施行為に含まれるという一方で、そういったアプリがアップロードされたサーバーを管理するような行為は、実施行為に含まない方向で検討することが適当であるといった形で整理をさせていただいております。

続きまして5ページでございますけれども、空間デザインの保護について整理させていただいております。

現行の意匠法は、まず「物品」が保護対象ということでございますので、建築物等の不動産については物品ではないということで、現行、意匠法の保護対象外になっているということでございます。それから、意匠法では、意匠登録出願というのは意匠ごとにしなければならないという「一意匠一出願の原則」が規定されているということで、家具や什器の組み合わせや配置、建築物の一部の装飾等によって構成される内装につきましては、この一意匠一出願の要件を満たさない、かつ組物にも該当しないということで意匠保護の対象外になっているということでございます。

そういった中で、昨今、モノのデザインのみならず、コトのデザインを重視するという観点から、例えば店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らしてブランド価値を創出するといった事例が見られるようになっている。それから、建築物につきましても、ブランド価値の創出の観点からデザインの重要性が高まっている。さらには、オフィス家具・関連機器を扱うような企業がオフィスデザインを設計して、顧客に提供する事例が生じているという状況が、今起こっているということでございます。

こういった空間デザインについては、著作権法や不競法の保護はあるわけでございますけれども、著作権法で保護される建築物は、いわゆる建築芸術が中心であるということと、不競法の保護も周知性・著名性が必要になって、こういった周知性や著名性が生じる前から保護するニーズが高まっているのではないかということでございます。それから諸外国を見ましても、アメリカ、欧州におきましては、建築物の外観・内装は意匠法の保護対象になっているということで、こういった状況を踏まえますと、現行の意匠法の保護対象であります「物品」に加えて、「建築物」を意匠の保護対象とすべきと考えられるということ整理をさせていただいております。

それから、内装につきましても、一意匠一出願の原則の例外ということで、家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾等により構成される内装が、全体として統一的な美感を起こさせるような場合に限って、一意匠として意匠登録を認めることとして、その保護の拡充を図るべきであるといった形で整理をさせていただいております。それから、内装意匠の保護対象とする施設につきましても、こういった幅広いニーズを踏まえまして、店舗等に限定するのではなくて、オフィスの内装等も含めて幅広く保護対象とすることが適当であるという形で整理させていただいております。

それから、この内装を保護するに当たりまして、どのような点に特徴や新規性・創作非容易性があるのかということを確認に示すべきではないかといった御意見がございました。この点につきましては、権利範囲の明確化の観点から、出願人が、出願に際して、什器の組合せや配置等の特徴の説明を行うことを求めるような仕組みを検討すべきであるという形で整理させていただいております。併せて、特許庁においても、新規性・創作非容易性の判断に係る考え方を明確に示すよう、意匠審査基準等の改訂を検討すべきであるという形で書かせていただいております。

続きまして7ページでございますけれども、関連意匠制度の拡充について整理させていただいております。

まず制度の説明でございますけれども、平成10年の意匠法改正で、この関連意匠制度が創設されたわけでございますが、平成10年の創設当時におきましては、この関連意匠の出願は本意匠の出願と同日の場合のみ可能とされていたわけでございますけれども、これが平成18年の意匠法改正におきまして、本意匠の意匠公報発行まで、すなわち、大体8カ月の間が出願可能期間ということで延長されたということでございます。こういった中で、近年、同一のコンセプトに基づいて、長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行うような企業が増えているということで、こういったケースにおいて、現行の出願可能期間では、こういったデザインを十分に保護できない状況が生じているのではないかとということでございます。

それから、製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法というのも増加をしております。関連意匠にのみ類似する意匠についても保護ニーズが生じているわけですが、こういった関連意匠にのみ類似する意匠の登録というのは現行法では認められないということで、こういった状況を踏まえて、関連意匠制度を拡充すべきではないかということで整理をさせていただいております。

拡充の1点目でございますけれども、(1)関連意匠の出願可能期間の延長でございます。まず、関連意匠の出願というのを意匠公報発行日以降も可能とすべきであるということで、具体的には企業のニーズ等も踏まえつつ、関連意匠の出願可能期間を本意匠の出願から10年以内とすべきであるということで整理させていただいております。ただし、この際、本意匠の意匠権の消滅後も関連意匠の登録を可能ということにいたしますと、これは一度、パブリックドメインとなった権利が復活するということになってしまうので、第三者の予見可能性が制限されるおそれがある。したがって、本意匠の意匠権が存続している場合に限り、関連意匠の出願を認めるということが適当ではないかということで整理をさせていただいております。

7ページの下のお書きのところでございますけれども、本意匠の意匠公報発行後に関連意匠を出願する場合、本意匠の権利者が、既に実際に自社製品等を製造・販売することによって本意匠を実施している場合であっても、こういった実施によって関連意匠の登録が妨げられることがないようにすべきということを書かせていただいております。

他方で、次の8ページでございますけれども、本意匠の意匠公報発行後に、他人が登録した意匠や他人が実施して公知となっている意匠については、現行制度と同様に、引き続き新規性あるいは創作非容易性の判断において考慮されるようにすべきということを書かせていただいております。

それから、最後のなお書きのところでございますけれども、関連意匠の意匠権の存続期間は、現行制度と同様に本意匠の存続可能期間に合わせるべきであるということでございまして、これは後ほど触れさせていただきますように、今回、意匠権の存続期間の延長についても検討することとしておりますので、それを踏まえると、関連意匠の存続期間についても、本意匠の意匠登録出願の日から25年とすることが適当ではないかと整理させていただいております。

(2)ですが、関連意匠にのみ類似する意匠の登録について整理させていただいております。まず、こういった関連意匠にのみ類似する意匠を登録可能とすべきであるということでございまして、そこで、本意匠に類似する意匠というのを「関連意匠A」、それから、その関連意匠Aにのみ類似する意匠を「関連意匠B」と書かせていただいておりますけれども、1点は、まず関連意匠Bの出願可能期間は、本意匠の出願から10年以内とすべきであるということ。それから、関連意匠Bについても、関連意匠Aが存続している場合に限り登録を認めることが適当であるということを書かせていただいております。それか

ら、もう1点でございますけれども、関連意匠Bの登録において、関連意匠Aのみならず、本意匠の存続も要件といたしますと、本意匠を既に実施していない場合でも、この本意匠を維持しなければならなくなるということで、ユーザーに無用な費用負担が生じてしまうということで、これを回避する観点で、関連意匠Bの登録において本意匠の存続は要件しないこととすべきである、こういった形で整理させていただいております。

それから、9ページでございますけれども、なお書きのところ、これは先ほど述べた趣旨と同様でございますが、関連意匠Bにつきましても、関連意匠Aの権利者による関連意匠Aの実施によって、この関連意匠Bの登録が妨げられることがないようにするということ。それから、関連意匠Aの意匠公報発行後に他人が登録した意匠や、他人が実施して公知となっている意匠については、やはり新規性・創作非容易性の判断において考慮されるようにすべきということを書かせていただいております。それから、関連意匠Bの存続期間につきましても、先ほどの関連意匠の存続期間、同様の整理にすべきではないかということです。

最後、なお書きで書いてございますけれども、関連意匠Bのみならず、この関連意匠Bにのみ類似する意匠、「関連意匠C」ですね。この関連意匠Cにのみ類似する意匠「関連意匠D」、こういった形で本意匠から連鎖して類似する意匠全てについて、登録可能とすることが適当ではないか、こういった整理をさせていただいております。

それから、10ページのところでございますけれども、意匠権の存続期間の延長について整理させていただいております。この意匠権の存続期間につきましては、昭和34年の現行法制定時に10年から15年に延長されておりました、平成18年改正法で15年から20年に延長されております。昨今、航空機や自動車といった分野で、製品の意匠について、開発段階で意匠登録をして、時間をかけて改良を重ねた後に製品等を市場に投入するというケースが見られるようになってきているということで、こういった分野においては、意匠権の存続期間の更なる延長を求めるニーズが高まっているということでございます。実際、意匠権が、現行最長の登録でございます、15年目の現存率が増加しているということで、こちらにも意匠権を長期的に維持するニーズが表れているのではないかとということです。諸外国と比較いたしましても、欧州において最長25年の意匠権の存続期間が認められているということです。こういったことを踏まえ、意匠権の存続期間を20年から25年に延長すべきであると整理させていただいております。

それから、権利の存続期間の始期についてでございますけれども、現行、意匠権の存続

期間というのは「設定の登録の日から」20年とされておりますが、これは特許権の存続期間ですね。これは特許出願の日からと、その始期が両者で異なっており、これが知財管理上、煩雑な状況となっているのではないかと考えております。実際に近年、特許出願から意匠登録出願に変更する出願が増加しており、その特許出願で先願の地位を確保した上で、長期間経過した後にこれを意匠登録出願に変更した場合に、保護期間の終期が不当に遅くなるおそれもあるのではないかと考えております。こういった状況を踏まえると、意匠の存続期間を、現行の「登録日から20年」という形から、「出願日から25年」に見直すべきではないかと整理をさせていただいております。

11 ページでございますけれども、複数意匠一括出願の導入について整理させていただいております。現行、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないと規定されておりますけれども、近年、自社製品に一貫したデザインコンセプトを用いてブランド価値を高める企業が増えている中で、1つの出願で複数の意匠に関する意匠登録出願を認めるということで、出願手続の負担を軽減することが望ましいのではないかと考えております。諸外国、あるいはジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度においては、こういった複数意匠の一括出願が認められている状況でございます。日本においても、こういった国際出願については既に複数意匠一括出願が認められているということで、こういった状況を踏まえると、国内の出願についても複数意匠を一括出願できる制度を整備しまして、1つの願書による複数の意匠についての意匠登録出願を認めることとすべきであるということを書かせていただいております。

他方で、こういった複数意匠の一括出願を認めるとしても、1つの意匠ごとに1つの意匠権を発生させるといった原則は維持するというところで、実体審査や意匠登録については現行制度と同じように意匠ごとに行うこととすべきであるという形で整理をしております。それから、一括出願に含むことのできる意匠の数についても、諸外国やジュネーブ改正協定との調和、運用上の便宜というものを踏まえて上限を設けてはどうかということで、他方で、一括出願できる意匠の範囲については特に制限を設けないということが適当であると整理しております。

次に12 ページで、物品区分の扱いの見直しについて整理しております。現行の意匠法におきましては、意匠登録出願というのは、経済産業省令で定める物品の区分により行わなければならないと規定されているところでございます。こういった中で、物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願につきまして、意匠法の7条に規定する条件を

満たしていないということで、物品自体が明確であっても拒絶理由の対象となる事例があって、これが権利化の遅延につながっているという現状がございます。

近年、多様な新製品が市場に流通する中で、省令で物品の区分を定めるという形が機動的な対応を妨げているのではないかとございまして、出願人の方からも、意匠に係る物品を現状よりも自由に選択したいという声がございます。実際、意匠に係る物品の欄の記載が、物品の区分表や備考に従っておらず適切ではないということで拒絶理由の対象とされる意匠登録出願は年間 800 件を超えていて、これは出願人と特許庁の双方に多大な手続負担をもたらしているということで、これを見直すことが喫緊の課題ではないかということです。したがって、物品自体が明確である場合には、物品区分表の区分と同程度の区分を記載していないことを拒絶理由の対象としないようにすべきであると整理をさせていただいております。それから、この物品区分表についても、より機動的な見直しが可能になるように、この物品区分表に類するものを、省令ではなく告示等で整備することを検討すべきであると整理させていただいております。

13 ページから、その他ということで 4 点ほど盛り込ませていただいております。これは、これまで議論になっていたものとは別のもので、今回新たに盛り込ませていただいた事項でございます。

まず、その他の（１）でございますけれども、創作非容易性の水準の引上げということで整理をさせていただいております。これは、刊行物とかインターネット上で公開された意匠についても、これに基づいて容易に創作をすることができた場合は、独自の創作性を有さず、意匠権による保護に値しないと考えられるわけでございますけれども、こういった単に刊行物とかインターネット上で公開された意匠につきましては、必ずしも現実に知られている、あるいは現実に不特定、または多数の者に知られたとすることはできないので、「公然知られた」とは言えないということで、意匠法 3 条 2 項の創作非容易性の要件にかかわらず、登録が認められてしまうといったケースが想定されるわけでございます。このため、刊行物とかインターネット上で公開されている意匠についても、創作非容易性の判断要素となることを法文上明示すべきではないかとございまして整理をさせていただいております。

（２）でございますけれども、組物の部分意匠の導入でございます。近年、意匠登録出願件数全体に占める部分意匠の割合は増え続けてございまして、平成 29 年には 40.3% に達しており、部分意匠の重要性が高まっているという状況でございます。他方で、現行の意

匠法では、組物の意匠の部分意匠が認められておらず、製品群に共通した特徴的な部分のみを模倣して、その他の形態を大きく異なるものに改変することで、巧みに意匠権の権利行使を回避するといった模倣品が出現することも想定される状況にあります。これは、それぞれの物品について部分意匠として意匠権を取得することも可能なわけですが、そうなりますと、物品数に応じた意匠権を取得する必要が出てきて費用負担が大きくなってしまいますので、組物の意匠についても部分意匠の登録を認めるべきではないかと整理をさせていただきます。

(3) でございますけれども、間接侵害規定の拡充について整理させていただきます。現行の意匠法の間接侵害については、1つは登録意匠と同一または類似の意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産等をする行為で、これが専用品型間接侵害です。これが1つと、それから、もう1つは登録意匠と同一または類似の意匠に係る物品を業としての譲渡等のために所持する行為、これが模倣品拡散防止型間接侵害で、2つの間接侵害の類型というのが規定されております。

他方で、特許法について見てみますと、その物の生産や方法の使用に用いる物であって、その発明による課題の解決に不可欠なものについて、その発明が特許発明であること、それから、その物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産等をする行為を間接侵害という形で規定をしております。意匠について見ましても、近年、例えば意匠権を侵害する製品の完成品を構成部品に分割して輸入することで意匠権侵害を回避するという巧妙な手口というのが見られるようになっていたり、あるいは近年、特徴のある部分以外の部分をあえて模倣するという事例が発生しておりまして、こういった事例についても、部分意匠制度で必ずしも対応できない事例が出てきているということで、この特許法の多機能品型間接侵害のような規定というのを意匠法でも導入すべきであるという形で整理させていただきます。

最後(4)で、手続救済規定の拡充について整理させていただきます。特許と実用新案、商標においては、特許庁に対して行う手続のうち、一部については、特許庁長官、審判長または審査官が指定した期間を経過した場合であっても延長を請求することができるという規定がございます。また、優先権主張を伴う出願についても、優先期間徒過後の優先権主張等が可能であるという規定がございますけれども、意匠法については、こういった規定がなく、このため意匠法においても、こういった手続を設けるべきではないかということを書かせていただいております。

以上、私のほうから、報告書案について御説明をさせていただきました。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより、最長で11時25分頃までをめぐり、議題、意匠制度の見直しに向けた報告書案提示に関して質疑応答を行いたいと思います。ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

○浅見委員 意匠制度の見直し案を適切にまとめていただきましてありがとうございます。基本的に賛同いたします。

2点ほど、実務的な質問をさせていただきたいと思います。まず画像デザインのところでは3ページの下です。クリアランス負担の増大の懸念の中で、「画像意匠の権利範囲について、その画像が関連する機器等の機能により、一定の限定がかかるようにすることが考えられる。すなわち、画像意匠の出願に際し、画像の用途が分かるように記載されることにより、画像機器等の機能と画像との関係について確認することが考えられる」と記載されておりますが、どのように運用されるのかを確認させていただければと思います。

例えば時計を示すデザインがあったときに、この機能は時計であると記載するイメージでしょうか。もしその記載がない場合には、方式要件とするのか、あるいは拒絶理由が通知されるのか、どのような実務を想定されているのか教えていただければと思います。

同様に、空間デザインの保護について、6ページの最後の部分ですが、いわゆる特徴記載ですね。これも、「その特徴の説明を行うことを求めるよう仕組みを検討すべきである」と記載されているのですが、これについても方式要件になるのか、あるいは拒絶理由になるのかということをお教えいただければと思います。まず、その点についてお答えいただければと思います。

○久保田意匠制度企画室長 御質問いただきありがとうございます。今、2点御質問をいただきましたけれども、まず画像意匠について、説明がない場合に、それが方式要件なのか実体的要件なのかというところがございますが、基本的には、その御質問については、方式要件ではなく実体的要件になると考えております。ただ、その記載ぶりが、書かれている、書かれていない、あるいは書かれているとしてもどの程度書かれている場合にどう扱うかという細かい運用については、今後、次のステージで検討していくことになる事項であると考えております。

次に空間デザインの特徴記載のところでございますけれども、こちらについても、記載ぶり、あるいは記載の有無に関しては方式要件ではなく、実体的要件になる可能性も視野

に置いて検討していくかと。ただ、こちらも先ほどの画像と同様に、細かい運用については今後検討を行っていくものと考えております。

○浅見委員 ありがとうございます。意匠の場合、早期の保護が大事だと思いますので、形式的な運用にならないよう、分かるのであれば記載がなくてもよいとするなど、そういったことも含めて検討していただき、出願人の皆様に周知していただければと思います。

もう1点の質問ですが、最後の7.のその他のところの創作非容易性の水準の引上げについてです。意匠法3条2項で、「公然知られた形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたとき」と規定されていますが、「公然知られた」と規定されていることから、例えば刊行物やインターネット上で公開されている意匠であったとしても、誰かが見たといえない場合には、創作非容易性の判断に使用されないというのがこれまでの運用であったのでしょうか。刊行物やインターネット上に公開されているものは創作非容易性の判断の基礎に使えるのではないかと考えておりますので、その辺りの現状の運用を、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 ただいまの御質問について御回答させていただきます。「公然知られた」という要件となっておりますので、審査官は、複数の引用候補がある場合には、できるだけ公開から日にちが経ったものから引用するようには留意しております。実際、今までの裁判例や審決例の多くが、公開から一定期間が経過したものは、「公然知られた」と推認することができるとしておりまして、実体的には審査において、あまり極端に制限的にこれを運用しているということではございません。

○浅見委員 ありがとうございます。その辺りを明確にするために3条2項の法改正をして、「公然知られた」という規定ではなく、3条1項と同じような規定にすると理解すればよろしいですか。

○久保田意匠制度企画室長 おっしゃるとおりです。

○浅見委員 そういう意味では、引上げというよりは確認的な事項と考えてよろしいのでしょうか。タイトルが「水準の引上げ」となっているので、今まではそれをやっていなかったかのように読めたのですが、実際のところ、多少運用がばらついている中で、それを確認的にばらつかないようにするために法律を改正すると考えてよろしいのでしょうか。

○久保田意匠制度企画室長 そういった意味では、今、運用について説明させていただきましたけれども、なるべく古いものであれば、「公然知られた」という推認が働くであろうというところから、そういった運用をしていたわけですが、今後は、そういった「公然

知られた」ではなく、刊行物記載の意匠であれば根拠資料になるということであれば、特に古い、新しいにかかわらず引用することになり得ると思いますので、そういった意味では引上げという表現でも適切ではないかと考えております。

○浅見委員 分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 13 ページにも「必ずしも」という言葉が入っていますので、浅見委員のようなお考えを否定するものではないと思います。また特許も含めると、「公然知られた」の解釈については説が少し対立しております、「知られ得る」という説もあれば、他法で、厳しく読む説もあり、そういった意味で、「必ずしも」を含めて、浅見委員御指摘どおりの御理解でよろしいのではないかと、また、この報告書もそれを前提にしているように思っております。

○浅見委員 分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。黒田委員。

○黒田委員 御説明いただきありがとうございます。私も、内容については賛同いたします。

まず、大きいところで伺いたいののが、恐らく定義の条項が今後変わるかと思うのですが、具体的に、何という名称の意匠が増えることになるのかという点を確認させていただきたいということがまず1つです。今は、単に「意匠」という名称になっていますけれども、それに加えて、どのような名称のものが増えていくのか。「画像の意匠」と「建築物の意匠」といった名称が既に決まっているかどうかです。

○川上制度審議室長 現行、意匠法の2条で「物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合」という規定がございますけれども、これに加える形で、今おっしゃった画像と建築物の意匠を付け加えるということで、この2つについては、今までのように物品との関連性というものと、少し切り離れた形で別途定義をするというイメージで考えております。

○黒田委員 ありがとうございます。そうすると、建築物も内装と外観とあったと思うのですが、内装も含めて「建築物の意匠」の中に入るという理解でよろしいのでしょうか。

○川上制度審議室長 内装については、これは今、組物の規定がございます。要するに、一意匠一出願の例外ということで規定されておりますけれども、そういった形で、組物の規定と近いような形で別途の規定を設けるというイメージで考えています。

○黒田委員 ありがとうございます。さらに、「画像の意匠」に関しての類否判断がどの

ようになるのかを伺いたいと思います。今までは物品との関連性がございましたので、物品の類否と意匠の類否と2つ行っていたかと思います。それで、物品の類否のところでは、例えば機能や用途が検討事項に挙がっていたと思うのですが、「画像の意匠」になると、その物品性がなくなってしまいますので、類否判断はどのようにされるのかというところを、もし何かイメージがありましたら教えていただければと思います。

○久保田意匠制度企画室長 お答えいたします。今までの運用も、確かに物品性要件がありましたので、物品の用途・機能を見ていましたが、加えて画像の用途・機能も見ておりました。今後は物品性が外れますので、基本的には画像の用途・機能は今まで通り見るものと考えております。

○黒田委員 そうしますと、先ほど時計の例が出てきましたけれども、時計の画像ですと機能は時計になるので、従来の物品が時計の意匠との類否を見るという感じになるのでしょうか。

○久保田意匠制度企画室長 御質問の趣旨を確認させていただきたいのですが、例えば有体物である物品としての時計と、ただ壁に投影された画像としての時計が類似になることがあるかという御質問として捉えてよろしいでしょうか。

○黒田委員 はい。そうです。

○久保田意匠制度企画室長 基本的には、そのケースは類似しないのではないかと考えております。

○黒田委員 そうなのですか。では、画像はあくまでも画像と比べるということなのでしょうか。

○久保田意匠制度企画室長 はい。

○黒田委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1つよろしいでしょうか。部分意匠について伺いたいのですが、今挙げていただきました新しい意匠、つまり「画像の意匠」と「建築物の意匠」についても、全てについて部分意匠は可能と伺ってよろしいでしょうか。

○久保田意匠制度企画室長 そちらについても、建築物、画像だからといって、部分意匠を認めないということは考えておりません。

○黒田委員 ありがとうございます。そうすると、前回も伺ったのですが、例えば建築物のうちの内装の意匠を考えたとしても、何をもって全体と考えるのかというところがございまして、例えば内装ですと、壁が4つあって、床と天井があるものが全体で、

そういった記載があれば、プラスアルファで什器や家具があっても全体意匠になるという感じなのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 御質問ありがとうございます。現行制度におきましては、全体意匠と部分意匠とを異なる概念として考えておりますが、今般、意匠審査基準ワーキンググループにおいて、意匠審査基準の改訂のための検討をいたしまして、今後はカテゴリに関わらず、意匠登録を受けようとするところはどこかというところだけを見るという運用変更を考えております。お客様が権利化されたいと思って開示されたところが意匠権の内容になりますので、それが全体意匠のカテゴリに入るのか、部分意匠のカテゴリに入るのかというのは、重要ではなくなってくると考えられます。

○黒田委員 例えば、椅子や什器が床の上にあるだけで、壁が書いていない意匠が出願されたとして、そういった場合は何意匠になるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 おっしゃっていただいたケースでは、それを全体意匠と考える方もいらっしゃるかもしれませんが、部分意匠と考える方もいらっしゃるかもしれませんが、いずれにしても意匠権の内容は床と什器であることに変わりございません。

逆に、先ほど挙げていただいた例で、床の上に椅子があって、例えば破線で明示的にその一部分を除外したようなケースもあると思いますが、そのように見た目にも、明らかに部分意匠と判断できる例もあるかもしれません。今後は、意匠登録を受けようとして開示された範囲が意匠権の内容となりますので、部分意匠、全体意匠というカテゴリ自体は意識しない制度になると思っております。

○黒田委員 分かりました。ありがとうございます。

さらに、今日新しく追加していただいた間接侵害のところですが、特許法ですと、発明による課題の解決で不可欠なものという言い方をしますけれども、これが意匠版になりますと、どんな規定ぶりになるのかという点に興味がございます、教えていただければと思います。

○川上制度審議室長 これから条文の案は、よく詰めていかなければいけないのでありますけれども、今考えているのは、例えば「登録意匠またはこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いるものであって、その意匠が視覚を通じた美感に不可欠なものにつき」という言い方ですね。そこで、先ほどの特許法に書いてあります、「その意匠が登録意匠と同一又は類似であること及びその物が、その意匠の実施に用いられることを知りながら、業としてその生産等をする行為」というイメージで考えておりますけれども、今後詰めてい

きたいと思います。

○黒田委員 「美感に不可欠」というと、判断が難しいことになるかもしれませんね。

○下村意匠審査基準室長 例えば複合製品の部品として使われているネジやクギ1本が美感に貢献しているかと言うと、意匠の美感に貢献する程のものではないので、特許法でいうところの「課題の解決に不可欠」なものではないと捉えられると思うのですね。意匠においては、美感を形作る上で必要な部品であるのかというところが重要になるかと思いません。

○黒田委員 ありがとうございます。

○田村委員長 間接侵害につきましては、既に特許法のほうに条文の先例があって、その特許法の条文の解釈について裁判例や学説が、私も含めていろいろと分かれているところなのですが、今回の意匠法改正における考え方としては、特許法を変えるというメッセージを送るような改正は、この意匠の審議会の管轄を越えるので、そのようなことはできない。そこで、特許法のほうに既に間接侵害に関する条文があることを前提に、それに揃えて規定するという考え方になるのだと思うのですね。

そこで、先ほどからお話いただいている点ですが、特許法の条文で課題の解決と書いてある理由は、要するに特許法は技術思想を保護するものだから、それに対応して課題の解決のために不可欠と書いた。そこで、同じように考えるとすれば、意匠法は美感の惹起が根本的な目的なので、それに不可欠と書くことになるのだと思います。その上で、そのようにして規定された不可欠という文言の意味については、これから特許法の学説や裁判例——学説は見なくてもよいのかもしれませんが、少なくとも裁判例を注視しながら、同じように解釈していくのだらうと思います。

○黒田委員 ありがとうございます。

○田村委員長 どうぞ。

○浅見委員 黒田委員の御質問に関連して、2点ほど質問させていただきたいのですが、先ほど時計の事例で、有体物と画像デザインとは類似ではないというお答えであったかと思うのですが、創作非容易性を考えたときに、例えばエッフェル塔に対してエッフェル塔の置物は創作容易であるという関係にあることからしますと、有体物の時計が知られていれば、それと同じ、あるいは似ている画像であれば、創作容易であると考えてよろしいのかということが1点です。

もう1点は、先ほど部分意匠の件で、黒田委員が内装について質問されましたが、例え

ば壁を記載しないものを全体の意匠とするのか、あるいは壁を除いているから部分意匠となるのか、出願人が選んでどちらとすることもできると考えたらよいのか、この2点について質問させていただきます。

○久保田意匠制度企画室長 今御質問いただいたところで回答いたします。

まず、時計の例を挙げていただきましたが、物品と画像との間で創作非容易性の関係性はどうなるのかというところでございますけれども、こちらについても、この次のステップとして審査基準ワーキンググループを開催して運用を詰めていく場がございますので、そちらで有識者の皆様の御意見を伺いながら議論を進めていきたいと考えております。

それから、全体として表すのか、部分として表すのかといった内装意匠の開示方法については、出願人の任意で出願戦略に即して行われるべきであると思っておりますので、それはこちらから制限的に、こう開示せよということではないと考えております。

○浅見委員 ありがとうございます。

○田村委員長 どうもありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○加藤委員 加藤です。全体を通しまして、非常にスピーディ、かつ保護の強化という、産業界から見ても非常にしてほしいことをうまく取りまとめていただきまして、まずはお礼申し上げます。

ユーザーでありますので、実務的な質問を1つだけさせていただきますけれども、産業界はお金を払う立場なので、複数意匠一括出願というのは、料金は当然、安くなるという考え方でよいのですか。多分パブリックコメント等をされますと、まず必須の質問で出てくるかと思っておりますので、かわりに私があらかじめ質問させていただきます。

○川上制度審議室長 基本的な考え方は、やはり意匠の数で、基本的に料金は連動してくるということでございますが、仮に複数意匠一括出願をしたから料金が大幅に安くなるということにはならず、あくまでこれは手続負担を軽減する趣旨で行うものと御理解いただければと思います。

○加藤委員 多分、そのようなことだと私も考えているのですけれども、お金の問題というのはつきまといますので。全体を通してありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○竹本委員 御趣旨に賛同しております。

今、世界で勝っている会社は、その会社「らしさ」をデザインで表現していると思いません。産業競争力強化のためには、デザイン強化は本当に王道だと思っているところでござ

います。

先ほど川上様からも御説明がありましたように、モノの消費ではなくコトの消費となってくると、コトの消費のために IoT や AI、ビッグデータなどを活用して情報がお客様に伝わっていきます。伝えられた情報から喜びや美的なセンスが生まれ、今回の検討で射程にさせていただきました画像デザインや空間デザインは非常に大きな糧になるのではないかと考えております。その他関連意匠、また意匠権の存続期間、複数意匠、物品区分等々に関する検討内容も、企業が行う様々な開発を後押しするような仕組みと捉えられ、網羅的に取りまとめいただいたものと感じております。本当にありがとうございます。

それで、1点申し上げますと、企業が懸念しているクリアランスについては、画像の用途が分かるように記載させるであったり、INPIT の画像意匠公報検索ツールを充実させるといった点をご説明いただきました。これらの点に御尽力いただき、御協力いただけると非常にありがたいと思っております。

最後に、権利範囲の明確化の観点から、出願人が出願に際して、什器の組合せや配置等の特徴の説明を行うことを求めるような仕組みを検討するとご説明いただきました。この仕組みが、なるべくデザインマインドを導くような仕組みになるような線もお考えいただくようお願いしております。

以上でございます。

○田村委員長 どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

○林美和委員 林です。今回は、本当にこの短期間の間に、平成最後の改正にふさわしい、大変大きな改正を取りまとめていただきましてありがとうございます。方向性については、もちろん賛同しております、これから細かく審査基準などを作っていくかと思うので、その内容については引き続き期待してお待ちしたいと思います。

今回、幾つかご質問があるのですが、まず、先ほど加藤委員からございました1つの出願に複数の意匠をまとめられる点について、御庁側の印紙代を安くするのはなかなか難しいという御回答ではございましたが、こちらは現時点では、一括出願できる意匠の範囲については、ロカルノクラス等で特に制限を設けない方向ということで理解しております。そうした場合に、例えば物品は異なる場合であっても、図面を流用できるような場合は、図面の提出を省略することは可能にさせていただけるなど、手続面で少しユーザー側にフレンドリーな形にさせていただけますと、個人的な意見ではございますが、もしかすると代理人費用を勉強できる可能性なども出てくる場合もあるのではないかと思います。手続の簡

便化という観点からも望ましいものと思いますので、是非御検討いただければと思います。

もう1つは、「その他」のところでご説明いただきました創作非容易性の水準の引上げについてです。インターネット上で公開された意匠についても、当然に創作非容易性の判断に用いられるべきだと思いますので、こちらについても基本的には賛成しております。現時点でも、インターネット上で公開された意匠についても引用例にされるケースはあるかと思いますが、正確な日付が記載されていなかったり、引用意匠が掲載された日ではなく、そのインターネットのページ自体が作成された日付がそのまま残っていて、引用意匠が掲載された日付として引用されてしまうケースもあろうかと思いますが、インターネット上の意匠、公知情報を引用される場合にはこうした点にもご留意いただき、引き続き慎重にご検討いただけますと幸いです。

以上です。

○田村委員長 どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

○鷺田委員 鷺田です。少し話が逸れますけれども、日経新聞のほうに「デザインと経営」という話を少し連載させていただいたところ、大変反響が大きく、行くところ行くところで、「あれはどうなっているんだ」ということを聞かれるほどに注目が高いということを改めて感じた1か月でした。そのとき、非常に期待しているというお声と、やはり実務上、非常に複雑になるのではないかという心配の声も幾つか聞かれておりますので、別に特定の意見でも何でもないのですけれども、非常に改訂自体は高く賛同しているのですが、なるべく分かりやすく、新しい変更点などをお伝えしていくことに努力していくべきだろうと感じたということでございます。

○田村委員長 どうもありがとうございます。

○竹本委員 今、鷺田先生がおっしゃった点でございますが、今回の改正は非常に大きな改正でございますので、周知徹底という取組みをじっくり行うということが重要だと存じます。先のデザイン研究会でも話題にございましたが、技術開発に比べて、デザイン開発はさほどお金がかからないという強みがございます、そういった意味では、日本の中小企業であるとか、学術機関もさまざまなデザインが出てくることを鑑みれば、今まで以上に幅広く周知していただくことが非常に重要と思った次第でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

○青木委員 2点ほど質問と1点コメントなのですが、まず1点、質問させていただきたいと思います。

前回、画像のところでは、「操作画像や表示画像など」となっていたところを、「など」というのはどのようなものが入るのですかという御質問をさせていただいていたと思うのですが、今回の報告書ですと、3ページ目のところだと思うのですが、「など」がなくなっており、逆に確認させていただきたいのは、今回追加される予定の画像は操作画像と表示画像だと、そういう御趣旨になりますか。そこをまず確認させていただきます。

○久保田意匠制度企画室長 お答えいたします。今回、見直しを考えておりますのは、基本的には操作画像、表示画像で考えております。そこで、前回御質問をいただいたときにも、「など」と書かせていただいたものの、現状を考え得る限りでは、操作画像・表示画像で保護したいものは全て含まれているのではないかとということで答えさせていただいたところもありますので、今回は、少しそこをクリアにしたということで、特に限定的にしたという趣旨ではございません。

○青木委員 そうすると、コメントになるのですが、今回の改正ですと、画像や関連意匠が特にそうだと思うのですが、どちらの方向がよいか、あるいは理論的に説明できないのかというのは、それはまた、少し置いておくとして、例えば今回、コンテンツの画像については必要性がそこまで高くないという話があったりとか、あるいはクリアランスの負担を減らすために機能によって画像の権利を制限するとか、関連意匠のほうでも出願時期に関してはニーズによって10年に制限しておく、保護期間に関しても本意匠に全部依存させるなど、恐らく政策的な御判断でこうされたところもあるのだろうという気はするのですが、そういった箇所については、先ほど申し上げたように、どちらの方向がよいというえわけではないのですけれども、それでよかったのかということはモニタリングしていく必要があるというのがコメントになります。

それから、また細かいところで恐縮ですが、今回新たに出てきたお話で、組物に部分意匠を入れようというお話ですけれども、これは、改正の際には全体の組合せが有する美感に組物の意匠の価値があるので、部分意匠はないという整理だったと思うのです。今回例として、製品群に共通した特徴的な部分のみを模倣するようなパターンをターゲットにして今回の改正をされるという御趣旨なのですが、そうしますと、例えば組物の中の1つの物品だけ部分意匠にしておいたり、あるいは統一感のないところを実線にしておいたり、そういったことは想定されていらっしゃるという御趣旨ですか。

○下村意匠審査基準室長 組物の部分意匠につきましては、やはり請求部分のところに関

通する特徴があるもの、統一感があるものだけを登録していくことを考えております。

○青木委員 そうすると、共通性のあるところを部分意匠の仕組みで、実線で書いていくようなパターンというものを想定されていると。

そうだとしますと、運用ベースでそうされることになるのか分からないのですが、現在、組物の定義のほうですと、組物の定義自体には統一性は入っておらず外側になっていると思うのですが、仮にこういったものを入れられる場合に、もしかすると条文ベースでも少し考えたほうがよいのだろうかという気もしたので、少し運用の話なのか条文の話なのか分からないところがあるのですが。

○下村意匠審査基準室長 詳細な運用につきましては、また基準ワーキングで御議論いただくかと思えますけれども、現在、組物の要件としては条文上に「組物全体として統一があるときは」と規定されておりますので、構成物品の1つに統一がない状況になりますと、やはり、この要件を満たしていないのではないかという問題になってくるかと思えます。組物全体として統一がある、との要件が満たされるような運用を考えていきたいと思っております。

○青木委員 わかりました。

○田村委員長 そのほかはいかがでしょうか。

もしないようでしたら、これで、この議題に関する審議は終了とさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、この報告書の案、産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについての方向性については御了解を得られたものと考えますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田村委員長 ありがとうございます。それでは、本小委員会としては、本項目の方向性について御了解いただいたものと認めたく思います。報告書の案につきましては、本案をもって、今後パブリックコメントを開始したいと思います。

なお、パブリックコメントを付すに当たって、技術的修正などが必要になった場合につきましては、委員長である私に御一任いただけると幸いに存じますが、皆様、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田村委員長 ありがとうございました。

そ の 他

○田村委員長 それでは、関連する話題ということで、近時の意匠制度を巡る情勢について、事務局から御紹介したい話があるということでお願いいたします。

○澤井審査第一部長 委員長、ありがとうございます。澤井です。

皆様のお手元に、「ID5 共同声明」という参考資料があるかと思います。先月 11 月 5 日、6 日に、日本・米国・欧州・中国・韓国の意匠 5 庁の会合がソウルで開かれまして、その共同声明について簡単に御紹介をさせていただきます。

ほんの 1 枚の共同声明でございますが、その一丁目一番地である最初の項目に、「新たな技術により生まれる新しいデザインの意匠保護を強化するために、5 つの庁は協力を進めます」という旨の声明を書き加えることができました。まさに、皆様に御議論いただきました投影画像を含めた画像デザインなどの新技術意匠の保護を念頭に置いたものでございます。主要国における制度調和に資するものであり、また皆様のこの場での御議論のおかげで、こういった国際的な議論に我が国が主導的な役割を担うことができたということになります。謝意とともに御報告申し上げます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の議論を終了いたしたく思います。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、御審議いただきましてありがとうございました。本報告書案につきましては、先ほど委員長からもございましたように、今後、然るべき期間を確保いたしましてパブリックコメントにさせていただきたいと思っております。

パブリックコメントを踏まえまして報告書の取りまとめにつきましては、また委員長と御相談の上、追って皆様方に御連絡をさせていただきたいと思っております。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第 10 回意匠制度小委員会を閉会いたしたく思います。

本日は、長時間御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会